

災害等非常時における研修の実施について

1. 次の場合には、研修を中止する。

- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、愛知県が県災害対策本部（第2非常配備（警戒体制））を設置した場合。
- ・県内に震度5強以上の地震が発生した場合など、愛知県が県災害対策本部（第3非常配備）を設置した場合。

2. 上記1の場合のほか、研修を実施することが困難な状況又は多数の研修生の欠席が見込まれる場合は、研修を中止することがある。

（例）天候等により、県内を運行する公共交通機関が運休（計画運休、見込みも含む）となり、講師、研修生の来所・帰宅手段の確保が困難な場合。

3. 上記2により研修を中止する場合は、原則、前日の17時までに研修センターホームページ（以下「ホームページ」という）で周知するとともに、所属の研修担当へ連絡する。

なお、上記1の場合は自動的に研修中止とし、ホームページでの周知及び所属の研修担当への連絡は行わない。

4. 上記1、2により中止とした研修を別日程で実施する場合は、別途ホームページに掲載するとともに、所属の研修担当へ連絡する。

5. 研修生は、以上を踏まえたうえで、次のとおり行動すること。

（1）研修中止に関する情報は、ホームページ又は所属の研修担当に確認すること。

（2）台風等の影響による荒天時においても、上記2に該当しない場合は研修を中止することはないので、ホームページ又は所属の研修担当に中止する旨の連絡がなければ、予定どおり実施されるものと理解し、参加すること。

（3）ただし、非常配備により招集された場合や緊急性の高い業務が発生した場合、もしくは交通途絶等により研修に参加できない事情が生じた場合は、所属の研修担当を通じて研修センターに連絡のうえ、研修を欠席しても構わない。なお、その際のサービスの取り扱いは所属で判断すること。